

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市手話通訳・要約筆記派遣事業業務
委託業務場所	滋賀県立聴覚障害者センター(草津市大路二丁目 1 1 番 3 3 号)
概要	聴覚障害者の社会生活上の意思疎通支援のため、聴覚障害者及び聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要がある者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。
契約期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 6 年 4 月 1 日
契約金額	別紙のとおり
契約の相手方	[所在地] 滋賀県草津市大路二丁目 1 1 番 3 3 号 [名称] 社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会
契約相手方の選定理由	聴覚や言語障害者等に対しては、意思疎通に特殊な技術及び経験を要する。このため、手話通訳や要約筆記の技術等に関し豊富な知識、経験を持ち、登録通訳者・要約筆記者が共に在籍する県内唯一の社会福祉法人である滋賀県聴覚障害者福祉協会を相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

(様式第2号)

別紙

大津市手話通訳者・要約筆記者派遣事業 委託料

○1人あたりの金額

手話通訳	要約筆記
(1時間) 4,000円	(1時間) 4,000円
(1時間・司法場面) 5,000円	—

○1時間を超える場合の金額

業務時間	料金	
	単価 4,000円	単価 5,000円
～1時間まで	4,000円	5,000円
～1時間30分まで	6,000円	7,500円
～2時間まで	8,000円	10,000円
～2時間30分まで	10,000円	12,500円
～3時間まで	12,000円	15,000円
～3時間30分まで	14,000円	17,500円
～4時間まで	16,000円	20,000円
	以降30分ごとに2,000円を 加算した金額	以降30分ごとに2,500円を 加算した金額